

28水管第1471号
平成29年2月23日

水産政策審議会
会 長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第274号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条
第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案	現 行
<p data-bbox="309 311 875 341">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="669 395 1001 467">平成28年11月24日 <u>公表</u> <u>平成29年2月 日一部改正</u></p> <p data-bbox="64 587 215 617">第1 (略)</p> <p data-bbox="64 660 663 691">第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項</p> <p data-bbox="71 734 524 764">1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p data-bbox="80 807 286 837">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="80 880 450 911">(5) まさば及びごまさばの動向</p> <p data-bbox="118 917 1120 1091">我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。</p> <p data-bbox="118 1098 1120 1457">まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、<u>2015年</u>の資源量は<u>135万トン</u>である。親魚量から資源水準は<u>中位</u>と判断<u>され、また、</u>過去5年間 (<u>2011年～2015年</u>) の資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断<u>されるが、北西太平洋公海での外国漁船による採捕の影響も懸念されることから、その動向には注意が必要である。</u>まさば対馬暖流系群の2015年の資源量は77万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去5年間 (2011年～2015年) の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平洋系群の<u>2015年</u>の資源量は<u>44万トン</u>で、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間 (<u>2011年～2015年</u>) の資源量の推移から動向は<u>減少</u>と判断される。ごまさば東シナ海系群の2015年の資源量は10万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間 (2011年～2015年) の資源量の推移から動向は減少と判断される。</p>	<p data-bbox="1379 311 1951 341">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="1742 395 1984 426">平成28年11月24日</p> <p data-bbox="1140 593 1290 624">第1 (略)</p> <p data-bbox="1140 667 1738 697">第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項</p> <p data-bbox="1146 740 1599 770">1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p data-bbox="1155 813 1361 844">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1155 887 1525 917">(5) まさば及びごまさばの動向</p> <p data-bbox="1193 924 2195 1098">我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。</p> <p data-bbox="1193 1104 2195 1463">まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、<u>2014年</u>の資源量は<u>147万トン</u>である。親魚量から資源水準は<u>低位</u>と判断<u>されるが、未成魚が増加しており、今後親魚量の増加が見込まれる。</u>過去5年間 (<u>2010年～2014年</u>) の資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断<u>される。</u>まさば対馬暖流系群の2015年の資源量は77万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去5年間 (2011年～2015年) の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平洋系群の<u>2014年</u>の資源量は<u>79万トン</u>で、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間 (<u>2010年～2014年</u>) の資源量の推移から動向は<u>横ばい</u>と判断される。ごまさば東シナ海系群の2015年の資源量は10万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間 (2011年～2015年) の資源量の推移から動向は減少と判断される。</p>

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2016年の資源量は33.4万トンであり、資源尾数から資源水準は低位、過去5年間（2012年～2016年）の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群の2016年の資源量は90.6万トンであった。資源量から資源水準は中位、過去5年間（2012年～2016年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) (略)

2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 (略)

2 漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1)～(4) (略)

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源を維持若しくは増大することを基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、平成27年7月に設立された北太平洋漁業委員会（NPF C）等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2015年の資源量は80万トンであり、資源尾数から資源水準は中位、過去5年間（2011年～2015年）の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群の2015年の資源量は119万トンで、過去最高値と推定された前年（235万トン）から半減した。資源量から資源水準は高位、過去5年間（2011年～2015年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) (略)

2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 (略)

2 漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1)～(4) (略)

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

本資源は減少傾向にあるが、これは海洋環境の変化に伴う再生産環境の悪化によると考えられ、短期的には減少傾向を緩和し、中期的には環境が改善された場合に資源を速やかに増大できるよう親魚量を確保することを基本方向とする。
ただし、本資源は、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われており我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けた取組が行えるよう努めつつ、管理を行うものとする。

(7) (略)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。
 (単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成29年7月～平成30年6月	
2	すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	263,300
3	まあじ	平成29年1月～12月	197,500
4	まいわし	平成29年1月～12月	856,000
5	まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	
6	するめいか	平成29年4月～平成30年3月	136,000
7	ずわいがに	平成29年7月～平成30年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する

減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

(7) (略)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。
 (単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成29年7月～平成30年6月	
2	すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	
3	まあじ	平成29年1月～12月	197,500
4	まいわし	平成29年1月～12月	856,000
5	まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	
6	するめいか	平成29年4月～平成30年3月	
7	ずわいがに	平成29年7月～平成30年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する

場合を除く)。

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	339,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,124

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	

場合を除く)。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	339,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,951

(注1・2) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	

2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	237,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	20,400
		大中型まき網漁業	6,300
		いか釣り漁業	25,300
		小型するめいか釣り漁業	34,500
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	4,200
		(2) オホーツク海の海域	52,500
		(3) 太平洋の海域	107,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,999
		(2) B海域	30
		(3) D海域	875
		(4) E海域	220

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別

2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	237,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	
		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1・2) (略)

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	4,200
		(2) オホーツク海の海域	52,500
		(3) 太平洋の海域	107,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,826
		(2) B海域	30
		(3) D海域	875
		(4) E海域	220

(注1・2) (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別

の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,400
		(2) オホーツク海の海域	52,500
		(3) 太平洋の海域	109,600
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) (略)

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	23
山形県	93
新潟県	402
富山県	<u>52</u>
石川県	<u>383</u>
福井県	<u>304</u>
京都府	57

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
<u>北海道</u>	<u>96,000</u>

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	23
山形県	93
新潟県	402
富山県	<u>43</u>
石川県	<u>369</u>
福井県	<u>234</u>
京都府	57

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3)～(5) (略)

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) (略)

第7～第12 (略)

(3)～(5) (略)

(6) するめいか

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(7) (略)

第7～第12 (略)